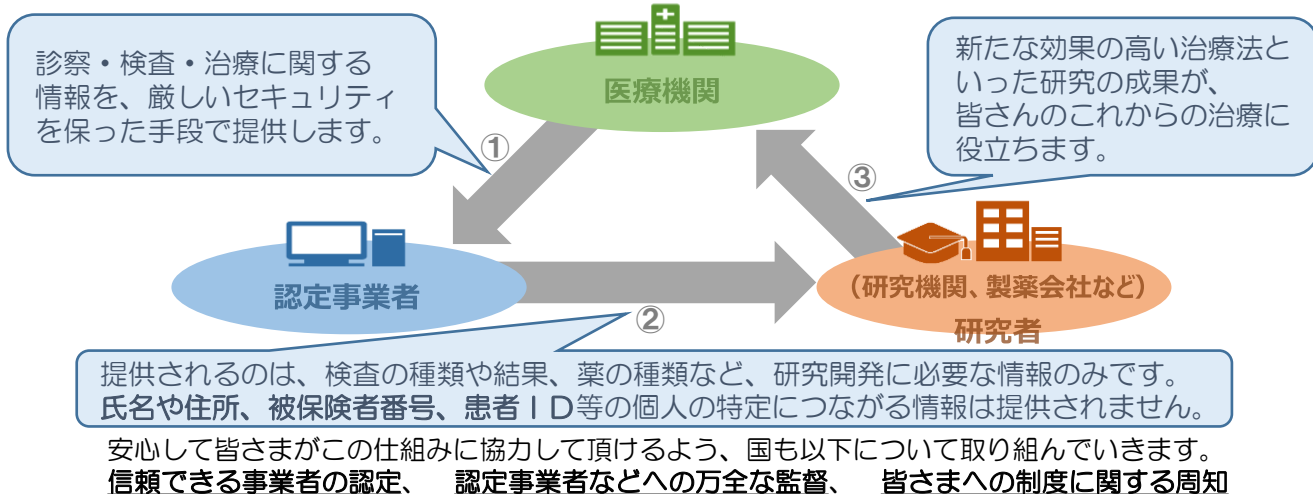




明日の医療をあなたの診療記録でつくります (医療情報提供のお知らせ)

- 当院では、治療法や薬に関する研究などに役立て、皆さまが将来よりよい医療を受けられるようにするため、患者ご本人が特定されないよう加工した上で、患者さまの過去の医療情報を国が認定した事業者提供致します。医療情報の提供および管理は、国が定めた厳格な安全管理基準をクリアした方法で行われます。
- 認定事業者への医療情報の提供を望まない方は、お申し出ください。
(提供を拒否しても皆さまに不利益は全くありません。)



医療情報の提供先

次世代医療基盤法に基づき、国から認定を受けた事業者提供致します。
*なお、当該事業者はみなさまの医療情報が次世代医療基盤法（認定事業）を超えてみだりに活用することはございません（法律で固く禁止されております）。

医療情報の提供内容、提供方法

当院での診療・検査・治療の内容や結果等に関する情報（過去の履歴を含む。）を国が認定した安全なネットワークで認定事業者提供致します。

✓ 薬の処方、検査結果、治療の記録、副作用などが記載された電子カルテ等の電子情報

次世代医療基盤法に関するお問い合わせ

次世代医療基盤法コールセンター

電話番号：0570-050-211（ナビダイヤル）、03-6731-9590（一般電話）
受付時間：月曜～金曜 9:30～17:30（土日祝日・年末年始は除く）

内閣府 日本医療研究開発機構 医療情報基盤担当室

<https://www8.cao.go.jp/iryou/index.html>



スマートフォンで二次元コードを読み込むと該当のページを参照できます。

医療情報の提供を望まない方へ

- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。
16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は代理人の方（保護者の方を含みます）、または患者さまのご遺族もこの手続きを行うことができます。
実際に認定事業者が皆さまの情報を活用するのは、本通知のお渡し後およそ30日経過後となります。
- 下記の方法で提供の停止を求めることができます。
 - ①＜窓口で申請される場合＞ **総合案内（正面玄関入ってすぐ）**で「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお伝えいただき、窓口にて配布します申請書をご記入ください。
 - ②＜電話で申請される場合＞「認定事業者への医療情報の提供を停止したい。医療情報部（内線：2611）へ繋いでください。」とお申し出ください。
電話番号：089-964-5111（代表） **受付時間：平日9～16時**
- 本人確認のために診療券または運転免許証等の提示を求める場合がございます。予めご準備ください。また、代理人の方は窓口にて委任状を配布いたします。
- 停止の求めを申請いただいた際は申請月以降の情報について提供を停止いたします。申請いただくより前の既に活用されている過去情報につきましては、可能な限り遅滞なく削除いたしますが、ご要望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。